

地方消費税交付金(社会保障財源化分)を充当した
社会保障施策に要する経費について(令和3年度決算)

平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、引き上げ分(社会保障財源化分)については、全て「社会保障施策に要する経費」に使うこととされています。

令和3年度決算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の充当状況については次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 18,175 千円

【歳出】 社会保障施策に要する経費 427,116 千円

(単位:千円)

事業名	決算額	財源内訳					
		特定財源			一般財源	うち地方消費税交付金(社会保障財源化分)	
		国庫支出金	県支出金	その他			
社会福祉	障害者福祉事業	49,614	25,793	12,403	0	11,418	591
	老人福祉事業	132,330	0	416	0	131,914	6,832
	児童福祉事業	76,801	9,903	4,780	986	61,132	3,166
	その他の社会福祉事業	16,132	0	938	0	15,194	787
	小計	274,877	35,696	18,537	986	219,658	11,376
社会保険	国民健康保険事業	12,109	1,528	4,567	0	6,014	311
	介護保険事業	57,340	2,343	1,667	0	53,330	2,762
	後期高齢者医療事業	58,211	0	10,582	0	47,629	2,467
	小計	127,660	3,871	16,816	0	106,973	5,540
保健衛生	救急患者輸送事業	2,981	0	0	0	2,981	154
	診療所事業	13,491	0	0	0	13,491	699
	母子保健事業	0	0	0	0	0	0
	健康増進事業	4,343	0	220	0	4,123	214
	疾病予防対策事業	3,764	0	0	43	3,721	193
	その他の保健衛生事業	0	0	0	0	0	0
	小計	24,579	0	220	43	24,316	1,259
合計	427,116	39,567	35,573	1,029	350,947	18,175	

※社会保障施策に要する経費には、事務費及び人件費を除いています。

※社会保障財源化分の地方消費税交付金については、各事業に要した一般財源の比率に応じ充当しています。